新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針(4月7日一部改正)

(令和2年8月26日:危機対策本部会議決定)

フェーズ		フェーズの目安		正課科目(授業)	課程外科目(国試対策等)	学生指導(窓口)	学生の入構	課外活動	食堂営業	購買部	スクールバス 運行	施設貸出
1	制限-小	拡大期 ・自粛要請は出ていないが感染への注意が必要な状態	消退期 ・感染防止対策を条件に活動の幅を緩和していく状態	原則、対面授業を実施する (感染拡大防止措置を講じた上で実施)	感染拡大防止措置を講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	感染拡大防止に留意して活動を認める	営業	営業	運行 (※1)	一部 貸出可 (※2)
2	制限-中	・国内で感染者が増加し大人数でのイベント等に自粛要請がある状態	・兵庫県からの休講 要請解除 ・兵庫県への緊急事 態宣言の発令解除 ・本学内での集団感 染(クラスター)が 収束した場合	対面授業を中心としながら、 履修者が多い一部の科目は オンライン授業で実施する 対面授業は感染拡大防止措置 を講じた上で実施する	感染拡大防止措置を講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	活動計画書を提出し許可されたクラブに対して感染拡大防止に留意して活動を認める	営業	営業	運行 (※1)	原則 貸出禁止 (※2)
3	制限-大	・兵庫県からの休講 要請 ・兵庫県への緊急事 態宣言の発令 ・本学内で集団感染 (クラスター)が発 生した場合	_	オンライン授業のみ	オンラインのみ実施可	オンラインのみ実施可	入構禁止	活動禁止	営業停止	営業停止	運行休止	貸出禁止

^(※1) 東加古川便は10時からの運行開始とする。

^(※2)施設の貸出にあたっては、借り受け者(主催者)が提出する「実施計画書」(任意様式)の内容に基づき、危機対策本部長が貸出の可否を決定する(「同意書の提出」必要)

[※] フェーズの設定は、上記目安を総合的に勘案して、危機対策本部長が決定する。

[※] この活動制限指針は、今後の状況に応じて変更する場合がある。